

# 公正価値測定及びその開示に関する論点の整理

平成 21 年 8 月 7 日  
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
背 景	2
論点整理を行う範囲	7
論 点	9
【論点 1】公正価値の概念	9
[論点 1-1] 公正価値の定義	9
<論点 1-1-1>市場参加者の視点	10
<論点 1-1-2>秩序ある取引	14
<論点 1-1-3>参照市場の前提	17
<論点 1-1-4>出口価格の概念	23
<論点 1-1-5>ビッド・アスク・スプレッド	29
[論点 1-2] 当初認識時における公正価値	32
[論点 1-3] 資産又は負債に固有の属性	38
<論点 1-3-1>資産の売却や使用に関する制限及び取引費用等の取扱い	39
<論点 1-3-2>負債の公正価値測定における不履行リスクの取扱い	44
[論点 1-4] 取引量に応じた割引・割増要素の取扱い	49
[論点 1-5] 最有効使用の仮定に基づいた公正価値測定	60
【論点 2】公正価値の測定方法	65
[論点 2-1] 公正価値のヒエラルキー	65
[論点 2-2] 市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定	78
<論点 2-2-1>市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定	79
<論点 2-2-2>ブローカー等の公表価格の利用	87
【論点 3】公正価値測定に関する開示	91
付録 A (IASB の ED における開示例)	
付録 B (我が国の会計基準等における主な時価の算定方法)	

## 目 的

1. 本論点整理は、我が国の会計基準等で定められた公正価値<sup>1</sup>測定の考え方の整理及び開示のあり方（対象や項目など）について検討を行うにあたり、公正価値の概念、その測定方法及び開示に関する論点を示し、議論の整理を図ることを目的としている。当委員会では、本論点整理に寄せられる意見を参考に、金融商品を中心とした公正価値測定の考え方の整理及び開示のあり方について検討を続けていく予定である。

なお、本論点整理は、公正価値で測定する資産又は負債の範囲（第 48 項参照）や取引価格が当初認識時の公正価値と異なる場合の差額の取扱い（第 37 項なお書き参照）など、個別の会計基準等で定められている会計処理の見直しについて取り扱うものではない。

また、入口価格と出口価格の考え方を含む我が国における「時価」を出口価格に限定するとした場合に、どの取扱いに入口価格を用い、どの取扱いに時価となる出口価格を用いるのかについては、本論点整理では取り扱わないものの、必要に応じて今後整理を行う予定である（第 28 項及び第 59 項参照）。

## 背 景

2. 我が国の会計基準等では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、「固定資産の減損に係る会計基準」、企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」などにおいて、時価が定義されており、また、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、「企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」、企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（以下「賃貸等不動産時価開示適用指針」という。）などでは、時価の算定方法が示されている（付録 B 参照）。
3. 国際的な会計基準では、平成 20 年（2008 年）9 月に見直された国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）との覚書（MoU）項目の一つである公正価値測定に関し、FASB では、平成 18 年（2006 年）9 月に米国財務会計基準書（SFAS）第 157 号「公正価値測定」を公表し、公正価値の定義や公正価値測定のための枠組みの明確化が行われている他、公正価値測定に関する開示の拡充が図られている。また、IASB では、平成 18 年（2006 年）11 月にディスカッション・ペーパー「公正価値測定」（以

---

<sup>1</sup> 我が国の現行の会計基準等では、国際的な会計基準で一般的に用いられている「公正価値」に相当する用語として「時価」を使用している。なお、本論点整理では、原則として、我が国の会計基準等における取扱いについては「時価」と表記し、それ以外については「公正価値」と表記することとしている。

下「IASBのDP」という。)平成21年(2009年)5月には公開草案(以下「IASBのED」という。)を公表し、平成22年(2010年)第2四半期を目途に公正価値測定のガイダンスの最終基準化を目指している。

4. また、昨今の金融危機を受けて、IASBは、平成20年(2008年)4月に金融安定化フォーラムにより示された提案に対応すべく、平成20年(2008年)5月に専門家諮問パネルを設置し、同パネルは7回にわたる会合を経て、平成20年(2008年)10月に「市場が活発でなくなった場合における金融商品の公正価値の測定と開示」に関する報告書を開発した。なお、当該報告書及びそのIASBスタッフによるサマリーは、IASBの教育ガイダンスとして公表されている。

このほか、IASBは、平成21年(2009年)3月に国際財務報告基準(IFRS)第7号「金融商品：開示」の改訂を公表し、金融商品に関して先行的に公正価値のヒエラルキー開示を導入している。

5. 一方、FASBは、平成20年(2008年)10月にSFAS第157号の一部を改訂するFASBスタッフ意見書(FSP)第FAS157-3号を公表し、市場が活発でない場合における金融資産の公正価値測定方法に関して例示を示すことにより、活発な市場がない場合におけるSFAS第157号の適用を明確化した。しかしながら、多くの関係者から、市場が活発か否か、投売り状態か否かを判断する際のガイダンスとしては不十分であるとの指摘を受け、平成21年(2009年)4月に追加的なガイダンスとしてFSP第FAS157-4号「資産又は負債に係る取引量及び取引水準が著しく低下した場合の公正価値の決定及び秩序ある取引ではない場合の識別」を公表している。
6. 金融危機に対する対応としては、我が国においても、平成21年(2008年)10月に実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」を公表しているが、このような直近の国内外の対応を含め、公正価値測定に関するコンバージェンスの観点から、我が国の会計基準等で定められた公正価値測定の考え方の整理及び開示のあり方について検討を行うことが必要であると考えられるため、当委員会では、公正価値測定及びその開示に関する論点の整理を公表し、今後の検討に資するよう、広く意見を求めることとした。

## 論点整理を行う範囲

7. 平成20年(2008年)9月にIASBとFASBとの間のMoUが見直されたことを踏まえ、当委員会は、同年9月に「プロジェクト計画表」を更新し、公正価値測定に関するプロジェクトを「IASB/FASBのMoUに関連するプロジェクト項目(中長期)」として公表した。これは、平成19年(2007年)8月に当委員会がIASBと共同で公表した「東京合意」において、平成23年(2011年)6月30日後に適用となる新たな基準を開発する現在のIASBの主要なプロジェクトにおける差異に係る分野に含まれる項目として位

置付けられており、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととされている。本論点整理では、金融危機への対応を含めた国際的な会計基準における公正価値測定に係る論点を網羅的に取り扱い、次の項目に分類の上、検討することとした。

【論点1】公正価値の概念

【論点2】公正価値の測定方法

【論点3】公正価値測定に関する開示

8. 上記項目の検討は、主に金融商品を中心とするものであるが、それ以外の会計基準等において公正価値測定の対象となる資産及び負債についても検討の対象であり、国際的な会計基準と同様に、各会計基準間において首尾一貫した取扱いがなされるよう、公正価値測定及びその開示に関する論点の整理を行うこととする。

## 論 点

### 【論点1】公正価値の概念

#### [論点1-1] 公正価値の定義

##### 検討事項

9. SFAS 第 157 号では、公正価値は「出口価格」とされており、IASB の ED においても、SFAS 第 157 号と同様の考え方が提案されている。一方、我が国の会計基準等において、時価は「公正な評価額」であり、「市場価格に基づく価額」と、市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」が示されている。

[論点1-1]では、我が国の会計基準等で定められた公正価値測定の考え方を整理するにあたって、国際的な会計基準と同様の定義を用いるかどうかを検討する。

##### < SFAS 第 157 号及び IASB の ED における公正価値の定義 >

公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格、又は負債の移転のために支払うであろう価格である（出口価格）。

##### < 我が国における時価の定義 >

時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である（金融商品会計基準第 6 項及び金融商品実務指針第 47 項）。

### <論点 1-1-1>市場参加者の視点

#### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

10. SFAS 第 157 号では、公正価値は、報告企業に固有の価値ではなく、市場参加者間の秩序ある取引を想定した価格であるとされている。ここで、市場参加者とは、主要な市場( <論点 1-1-3>参照 )の売り手と買い手であって、次の要件を満たすとされている。また、IASB の ED では、最も有利な市場を前提としているが、次の要件についてはほぼ同様のものが示されている。

- (1) 企業から独立していること、つまり、関連当事者の関係にないこと
- (2) 資産又は負債及び取引について合理的な理解があり、通常の手続によって入手される情報を含むすべての入手可能な情報について知識があること
- (3) 資産又は負債について取引を行う能力があること
- (4) 資産又は負債について取引を自ら行う意思があり、強制されたものではないこと

#### 我が国の会計基準における取扱い

11. 我が国では、金融商品実務指針第 256 項において、必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者<sup>2</sup>に言及されており、金融資産を取引する当事者について次のように説明されている。

- (1) 金融資産を取引する当事者は、その金融資産の内容、構造、仕組みについて、特に当該金融資産がもつ固有のリスク及びリターンの特性を理解していなければならない。
- (2) 金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものである。

#### 今後の方向性

12. 具体的な表現に違いはあるものの、市場参加者が取引を行うと想定した場合の独立した当事者間の価格を公正価値とする点につき、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はないと考えられる。

13. なお、観察可能な市場がない場合において、市場参加者の視点で公正価値を見積るにあたっては、企業の能力や意思が大きく影響することが避けられず、結果的には、固定資産の減損会計における「使用価値」のような企業固有の視点による見積りと実質的に変わらないのではないかといった意見もある。しかし、市場参加者の視点によるのか、企業固有の視点によるのかは、概念的には重要な相違であり、公正価値測定

---

<sup>2</sup> 国際会計基準 ( IAS ) 第 39 号「金融商品：認識及び測定」においても、公正価値は、必要な知識をもつ自発的な当事者の独立第三者間取引を想定した金額であるとされており、IASB の審議の過程において、このような考え方が、SFAS 第 157 号における市場参加者の考え方と概ね整合的であるとされている。

は企業固有の視点による見積りとは区別すべきものと考えられる。

#### <論点 1-1-2>秩序ある取引

##### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

14. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、公正価値は、市場参加者間の秩序ある取引を想定した価格であり、「秩序ある取引」とは、強制された取引（例えば、強制清算や投売り）ではなく、取引に関して通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように測定日以前の一定期間について取引を市場にさらすことを仮定した取引であるとされている（第 80 項参照）。

##### 我が国の会計基準における取扱い

15. 金融商品実務指針第 256 項(2)では、金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものであるとされており、国際的な会計基準と同様に、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではないとされている。

##### 今後の方向性

16. 強制された取引などのケースは、秩序ある取引とはならないとされており、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はないと考えられる。
- また、秩序ある取引か否かを判断する際の国際的な会計基準で示されているようなガイダンス（第 80 項参照）については、本論点整理に対するコメントも踏まえ、今後さらに検討する必要があると考えられる。

#### <論点 1-1-3>参照市場の前提

##### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

17. SFAS 第 157 号では、複数の市場が存在する場合に、公正価値による測定において参照すべき市場は「主要な市場」であり、主要な市場が存在しない場合には「最も有利な市場」を用いることとされている（以下「主要な市場アプローチ」という。）。
- (1) 「主要な市場」とは、報告企業が当該資産又は負債の最大の取引量及び取引水準をもって資産の売却又は負債の移転を行う市場をいう。
- (2) 「最も有利な市場」とは、市場における取引費用を考慮<sup>3</sup>した上で、資産の売却による受取額を最大化し、又は負債の移転に対する支払額を最小化するような価格で資産の売却又は負債の移転を行う市場をいう。
18. 一方、IASB の ED では、次の点を踏まえ、SFAS 第 157 号の主要な市場アプローチで

<sup>3</sup> ただし、公正価値を測定するにあたっては取引費用について調整しない。

はなく、報告企業がアクセスできる「最も有利な市場」を用いること（以下「最も有利な市場アプローチ」という。）が提案されている。

- (1) 最も有利な市場は、利益の最大化という企業の目的と整合的である。
- (2) 企業は、最も有利な市場を識別するために、すべての可能性のある市場に関してあらゆる調査を行う必要はなく（最も有利な市場を調査するコスト<sup>4</sup>に対する懸念を払拭するため）、企業が通常、取引を行うであろう市場が最も有利な市場とみなされる。
- (3) 企業は、他に最も有利な市場が存在するという証拠がない限り、主要な市場を最も有利な市場とみなすことができる。

19. なお、取引を行う市場は、同じ資産又は負債であっても企業間で異なる場合がある<sup>5</sup>ため、主要な市場アプローチも最も有利な市場アプローチも、参照市場を決定する際には、市場参加者の観点ではなく、報告企業の観点から考慮されるとされている。
20. また、参照市場の考え方は、いずれのアプローチにおいても、観察可能な市場がない場合も含めて適用されるとされており、特に IASB の ED では、その際、企業は、資産を売却又は負債を移転する取引の相手となり得る市場参加者の特徴を考慮することによって、参照市場を決定するとされている。

#### 我が国の会計基準における取扱い

21. 我が国には参照市場に関する一般的な考え方は示されていないが、金融商品実務指針第 49 項では、取引所に上場されている金融資産の市場価格は、原則として取引所における取引価格とするとされ、一つの金融資産が複数の取引所に上場されている場合には、当該金融資産の取引が「最も活発に行われている取引所」の取引価格を用いるものとされている。

#### 今後の方向性

22. 報告企業が複数の市場にアクセスできる場合に参照市場を決定するにあたって、国際的な会計基準では、報告企業の観点から判断することとされており、この考え方に基づくことにより、企業実態に即した公正価値が財務諸表に報告されるとされている。  
米国会計基準では主要な市場アプローチが採用され、IASB では最も有利な市場アプローチが採用されているが、両者とも最も有利な市場を継続的に調査する必要はない

---

<sup>4</sup> SFAS 第 157 号は、公開草案の段階では参照市場として最も有利な市場アプローチを提案していたが、最も有利な市場を継続的に調査するコストに対する懸念がコメントとして寄せられたこと等を受けて、主要な市場アプローチを採用している。

<sup>5</sup> IASB の審議の過程では、報告企業によってアクセスできる市場は異なるため、企業間で公正価値が異なる可能性があることが示されている。また、企業が取引できない市場を参照することは忠実な表現ではなく、例えば、エキゾチック・デリバティブを保有する企業が、リテール市場にしかアクセスできないにもかかわらず、ディーラー間市場における公正価値を用いることは適当でないとの見解が示されている。

としながらも、その対応として、FASB は主要な市場アプローチを採用し、IASB は最も有利な市場アプローチを採用しつつ、「他により有利な市場が存在するという証拠がない限り、主要な市場を最も有利な市場とみなすことができる」という文言を付記したものであり、両者の基本的な考え方に大きな差はないものと考えられる。

我が国では、このような一般的な参照市場の考え方は示されていないため、いずれのアプローチが採用されるとしても、国際的な会計基準と同様の考え方を取り入れる方向で検討してはどうかと考えられる。

#### <論点 1-1-4> 出口価格の概念

##### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

23. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、公正価値の定義に基づく価格は「出口価格」であるとされており、この出口価格は、市場参加者の観点からみた、資産に関連する将来キャッシュ・インフロー及び負債に関連する将来キャッシュ・アウトフローについての現在の期待を具体的に示すとされている。これについて、SFAS 第 157 号では、キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローを強調することは、FASB 概念書第 6 号「財務諸表の構成要素」における資産及び負債の定義<sup>6</sup>とも整合的であるとされている。
24. なお、資産の購入者にとっての資産の入口価格は、資産の売却者にとっての資産の出口価格に等しいという意見があるが、公正価値測定のアプローチは、報告企業の視点からの入口価格又は出口価格を取り扱っており、資産を購入する実際の取引と当該資産を売却するという報告企業の仮想的な取引の 2 つの取引のうち、後者の取引が出口価格であるとされている。

##### 我が国の会計基準における取扱い

25. 金融商品実務指針第 256 項(3)では、金融資産の公正な評価額について、取引の当事者が、当該金融資産を取得・売却により又は取組・決済のために、その時点でキャッシュ・フローとして受け取る価額又は支払う価額であるとされており、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下「討議資料」という。)においても、出口価格と入口価格の両方に言及していると考えられる。

具体的には、討議資料では、市場価格を、特定の資産について流通市場で成立している価格として定義しているほか、購買市場と売却市場とが区別される場合とされない場合のそれぞれについて、次のように説明している。

- (1) 報告企業が直面する購買市場と売却市場とが区別されない場合の市場価格は、資産の経済価値を表す代表的な指標の一つであり、資産を処分ないし清算したときに

---

<sup>6</sup> 資産を将来の経済的便益の流入の観点から、負債を将来の経済的便益の流出の観点から定義している。



得られる資金の額、あるいは再取得するのに必要な資金の額を表す。

- (2) また、購買市場と売却市場とが区別される場合の市場価格は、購買市場で成立している価格である再調達原価、又は売却市場で成立している価格から見積販売経費を控除した正味実現可能価額である。

26. なお、金融商品実務指針第 103 項では、非上場のデリバティブ取引の時価評価にあたり、原則として、保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合に相手先に支払うべき（又は受け取るべき）価額、いわゆる手仕舞コスト（キャンセル・コスト）を見積ることとされているが、これについて金融商品実務指針第 293 項では、時価の考え方には、資産の再購入又は負債の再調達を仮定する考え方（エントリー価格法）と、資産の売却又は負債の決済を仮定する考え方（エグジット価格法）があり、手仕舞コストは後者の考え方に基づいているとされている。また、エグジット価格法を採用した理由として、現に保有するデリバティブ取引の価値を評価する上でより有益と考えられたこと及び非上場のデリバティブ取引は上場されているデリバティブ取引に比して流動性が低いため保守的な評価が必要と考えられたこと、があげられている。

#### 今後の方向性

27. 我が国においては、購買市場と売却市場とが区別されない活発な取引が行われるような単一の市場がある場合は、入口価格と出口価格に差異はないが、そのような単一の市場がない場合は、再取得を前提とするのか移転を前提とするのかで、いわゆる入口価格と出口価格は異なるとされている。このように我が国においては、時価について入口価格と出口価格の両方に言及されているが、公正価値の概念を整理する上では、国際的な会計基準の考え方と同様に移転概念に基づく出口価格に統一する方向で検討してはどうかと考えられる。
28. なお、公正価値の概念を出口価格に統一することは、特定の資産又は負債の測定に入口価格を用いることを否定するものではない。入口価格を測定に用いるべき資産又は負債がある場合には、その旨を個別の会計基準において定めることが考えられるが、どの資産又は負債に入口価値を用いるべきか否か（第 59 項参照）については、本論点整理では取り扱わないものの、必要に応じて今後整理を行う予定である（第 1 項また書き参照）。

#### <論点 1-1-5> ビッド・アスク・スプレッド

##### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

29. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、ディーラー間市場における場合など、公正価値を測定するために用いるインプット<sup>7</sup>が、ビッド（いわゆるディーラーの買取価格）と

<sup>7</sup> 国際的な会計基準では、「インプットとは、リスクについての仮定を含め、市場参加者が資産又は負債をプライシングするにあたって用いる仮定のことを幅広く指す」とされている（第 68

アスク(又は「オファー」ともいう。)をベースとするものである場合は、原則として、ビッドとアスクの спреッドの間の「公正価値を最も表している価格」を用いなければならないとされ、実務上の簡便法として仲値などの値付け慣行の使用を妨げない<sup>8</sup>とされている。

なお、このような取扱いは、ビッドとアスクの спреッドが観察可能でない場合についても適用されるが、IASB の ED では、そのような場合には、企業は当該 спреッドを見積るためにあらゆる努力をする必要はないとされている。

### 我が国の会計基準における取扱い

30. 金融商品実務指針第 103 項(3)では、非上場デリバティブの時価評価における留意事項として、インターバンク市場等の気配値がある場合で売り気配と買い気配の幅が小さいときにはそれらの仲値を用いてもよいが、幅が大きい場合には、資産は買い気配、負債は売り気配を用いることが望ましいとされている。

### 今後の方向性

31. 金融商品の場合、業者が要求する спреッドは、実務において仲値をベースとして考えられており、また、取引が活発になればなるほど спреッドは縮小していき、仲値に近づいていくため、仲値を簡便的に容認するという考え方ではなく、本来は仲値が公正価値となるのではないかという意見がある。

一方、spreッドが小さい場合は仲値でも問題ないとしても、spreッドが大きい場合については、報告企業がアクセスできる市場が購買市場と売却市場とに分断されているケースであるとも考えられるため、必ずしも仲値が公正価値を表すとは限らず、この際、spreッドに含まれている、オリジネーション費用<sup>9</sup>や流動性プレミアム等の要素を適切に考慮する必要があるという意見もある。この意見を踏まえた場合、一様に仲値を公正価値とすることは適切ではないと考えられ、国際的な会計基準と同様に、ビッドとアスクとの間の「公正価値を最も表している価格」を報告企業が判断する方向で検討してはどうかと考えられる。

## [ 論点 1-2 ] 当初認識時における公正価値

### 検討事項

32. 公正価値の定義を「出口価格」とした場合、当初認識時において、「入口価格」を表

---

項及び第 69 項並びに脚注 23 参照)。

<sup>8</sup> 現行の IAS 第 39 号では、活発な市場がある場合の適切な市場価格は、通常、資産はビッド価格であり、負債はアスク価格であるとされ、原則として仲値は適当でないとされている。

<sup>9</sup> 複雑な金融商品をプライマリー市場で販売する際には、オリジネーション費用(特に商品組成費用)が重要となる場合があると考えられるため、特に観察可能な公表価格がない商品の公正価値を求めるにあたっては、適切に考慮する必要がある。

す取引価格との関係が問題となる。国際的な会計基準において、当初認識時における公正価値は、通常、取引価格に等しくなるとされているが、取引価格が公正価値を表さない場合についても、IASB の ED では SFAS 第 157 号と同様の考え方が提案されている。

このため、我が国においても、当初認識時における取引価格が公正価値を表さない場合について検討を行う。

### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

33. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、概念上、出口価格と入口価格（取引価格）とは異なるものの、多くの場合において、取引価格は出口価格に等しく、当初認識時における公正価値を表すとされているが、例えば、次のような場合には、取引価格は当初認識時における公正価値を表さないとされている。

- (1) 関連当事者間の取引である場合
- (2) 強制取引や売り手が取引において価格の承諾を強要されている場合
- (3) 取引価格を表す会計単位が、公正価値を測定する資産又は負債の会計単位と異なる場合
- (4) 取引が行われた市場が、報告企業が資産を売却又は負債を移転しようとする参照市場（<論点 1-1-3>参照）と異なる場合<sup>10</sup>

34. なお、公正価値の算定にあたって観察不能なインプットが用いられている場合であっても、取引価格が公正価値を表さないときは、当該インプットを用いた公正価値を用いることとなるとされている。これについて、SFAS 第 157 号では、当該公正価値と取引価格との差額に係る初日の損益を認識することが非明示的に要求されているが、IASB の ED では、初日の損益の会計処理については公正価値測定プロジェクトの対象外であるとされ、その処理は個別の会計基準<sup>11</sup>に従うものとされている。

### （市場が異なる場合における当初認識時の公正価値について）

35. 国際的な会計基準では、公正価値を出口価格と考えているため、例えば、取引市場が参照市場と異なる場合は、取引価格は当初認識時における公正価値を表さない（第 33 項(4)参照）とされているが、そのようなケースとして、IASB の審議の過程では、サービスを提供する契約（より一般的にはオリジネーション費用が重要な商品につい

<sup>10</sup> 例えば、報告企業が証券ディーラーの場合、取引相手がリテールの顧客（リテール市場）か他の証券ディーラー（ディーラー間市場）かによって取引市場が異なると考えられる。

<sup>11</sup> IAS 第 39 号では、当初認識時の公正価値が観察可能な現在の市場取引との比較で証明されたり、又は観察可能な市場データのみを用いた評価技法に基づいている場合には、初日の損益を利得又は損失として認識しなければならないとされ、それ以外の場合は、繰り延べることとされており（観察可能性規準）、IASB の ED において、これをさらに明確化する IAS 第 39 号の改訂案が示されている。

ての検討であり、このような契約を公正価値で測定するか否かについては議論されていない。)について次のような検討がなされている。

- (1) サービス提供者にとっての唯一の出口市場は、顧客とのプライマリー(リテール)市場ではなく、他のサービス提供者とのセカンダリー(ホールセール)市場である(顧客とのサービス提供契約を移転できる市場は同様のサービスを提供する同業者という考え方)。
- (2) サービス提供者にとっての出口価格は、顧客の視点ではなく、サービス提供者の視点を反映する。
- (3) 当初認識時において、サービス提供者にとっての出口価格は、取引価格とは異なる可能性が高い<sup>12</sup>。なぜなら、サービス提供者は、通常、直接的又は間接的なオリジネーション費用(契約獲得費用や商品組成費用など)を回収し、オリジネーション活動に対して合理的なリターンをもたらすように取引価格を設定するからである。一方、当該サービス契約の譲受人は、引受価格を決めるにあたって、最初のサービス提供者によって行われたオリジネーション活動に対する費用を含めない。

#### 我が国の会計基準における取扱い

36. 金融資産又は金融負債の売買、交換又は引受けを行う場合、当該取引は時価に基づく等価交換により行われるとされており、また、時価が支払った対価又は受け取った対価(取引価格)と異なる場合には、当該差額は、その取引の実態に応じて処理するとされている(金融商品実務指針第 243 項)が、当該規定は低廉譲渡等のように時価と取引価格が著しく異なる場合が想定されているものと考えられる。

#### 今後の方向性

37. 国際的な会計基準における取引価格が当初認識時における公正価値を表さないケース<sup>13</sup>は、市場参加者の視点、秩序ある取引、参照市場といった公正価値の定義を構成する要素を満たさないケースなどが個別に示されているものと考えられるため、我が国においても同様の例示(第 33 項参照)を取り入れる方向で検討してはどうかと考えられる。

なお、取引価格が公正価値と相違する場合の会計処理(初日の損益の認識など)についての検討は、本論点整理の対象外である(第 1 項なお書き参照)。

<sup>12</sup> IASB の収益認識プロジェクトにおいては、履行義務を顧客対価(取引価格)で当初測定することにより、初日の差額は発生しないとされている。

<sup>13</sup> なお、実務的な事例として、高金利の消費者ローンなどには入口価格と出口価格に差があり、それは消費者の利便性による無形資産の存在や、借りる個人と貸す企業との間の情報のミスマッチによるという考え方もあるという意見があるが、このような考え方について、国際的な会計基準で示されているケースに照らした場合、顧客との取引市場と同様の利便性を提供している業者間市場とが相違しているケース、又は会計単位が相違しているケースと考えられるため、国際的な会計基準で示されているケース(第 33 項参照)にあてはまる事例であると考えられる。

## [ 論点 1-3 ] 資産又は負債に固有の属性

### 検討事項

38. SFAS 第 157 号では、公正価値測定において、対象となる資産又は負債に固有の属性を考慮すべきであり、固有の属性には、例えば、資産又は負債の状態や場所、及び測定日における資産の売却や使用に関する制限が含まれるとされている。また、IASB の ED においても、このような SFAS 第 157 号と同様の考え方が提案されている。

このため、我が国においても、公正価値測定にあたり、資産又は負債に固有の属性を考慮するかどうかを検討する。

### <論点 1-3-1>資産の売却や使用に関する制限及び取引費用等の取扱い

#### (資産の売却や使用に関する制限)

39. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、公正価値を測定するにあたって考慮すべき資産又は負債に固有の属性として資産又は負債の売却や使用に関する制限（譲渡制限など）が示されており、例えば、資産に関する制限が市場参加者に移転される場合は資産に固有の属性として公正価値測定に含められ、市場参加者に移転されない場合は企業の属性であるため公正価値測定には含めないことが示されている。

#### (取引費用及び場所)

40. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、取引費用は、市場において資産を売却又は負債を移転するための費用であり、企業がどのように取引するかによって異なるため、資産又は負債に固有な属性ではなく、取引に固有のものであるとされている。そのため、取引費用は、公正価値測定に含めないものとされている。

なお、コモディティのように、場所が資産又は負債の属性となっており、市場までの「輸送」が必要な場合は、当該輸送費用は取引費用ではなく、公正価値を測定するにあたって考慮しなければならないとされている。

41. また、我が国においても、金融商品実務指針等において、期末時点で保有している金融資産を時価評価する場合、その時価には取得又は売却に要する付随費用を含めない（金融商品実務指針第 56 項）とされており、国際的な会計基準と同様の取扱いとなっている。ただし、その理由としては、現在の金融資産の市場では付随費用自体が縮小する傾向にあり、場合によっては金融資産の価格そのものに既に含まれていることがあること、また、金融資産の時価を評価する時点で、付随費用を見積ることが実務的に困難であること（金融商品実務指針第 261 項）が挙げられており、資産又は負債に固有の属性か否かという視点が必ずしも考慮されているわけではないと考えられる。

### 今後の方向性

42. 公正価値の概念が、市場参加者の視点及び第三者への資産又は負債の移転を前提と

していることから、資産の売却や使用に関する制限など、資産又は負債に固有の属性を公正価値測定に際して考慮することや、そのような固有の属性を特定するにあたって当該属性が市場参加者に移転するか否かによって判断することは適切であると考えられる。

43. また、公正価値に取引費用が含まれるかについては、我が国では実務上の観点から含めないこととされているが、国際的な会計基準では資産又は負債を移転するにあたって市場参加者が考慮するものではなく、取引に固有のもの<sup>14</sup>という観点から含めないこととしており、我が国においてもこのような考え方を取り入れる方向で検討してはどうかと考えられる。

#### <論点 1-3-2>負債の公正価値測定<sup>15</sup>における不履行リスクの取扱い

##### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

44. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、不履行リスク(企業が義務を履行しないリスク、例えば、デフォルト・リスク、担保価値変動リスク)は負債を移転<sup>16</sup>する場合の価値に影響するため、負債の公正価値に反映しなければならないとされている。この不履行リスクには、報告企業自身の信用リスクだけでなく、義務が履行されない可能性に影響を及ぼすその他のリスクも含まれるとされており、また、不履行リスクの影響は、現金を引き渡す義務(金融負債)なのか、物品又はサービスを引き渡す義務(非金融負債)なのか、さらに信用補完条項などによって異なるとされている。
45. なお、IASB の DP に対する多くのコメントの中で、負債の公正価値に不履行リスクを含めることが意思決定に有用な情報を提供するのかという疑念が提起されていることから、負債の公正価値測定に不履行リスクを含めるかどうかという問題について、IASB は、平成 21 年(2009 年)6 月に、ディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」を公表している。

---

<sup>14</sup> 例えば、オリジネーション活動に関連する費用(商品組成費用)についても取引費用として取り扱い、公正価値測定に含めないこととしてはどうかという意見があるが、当該費用は取引に固有の費用とはいえ、公正価値測定に含めるかどうかは、取引を行う参照市場に応じて適切に取り扱うべきもの(第 35 項参照)であると考えられる。

<sup>15</sup> SFAS 第 157 号では、負債の公正価値測定に関するガイダンスは示されていないが、IASB の ED では、観察可能な市場価格が存在しない場合で、負債に対応する資産があるときには、当該負債を資産として保有している取引相手が当該資産の公正価値を測定する際に用いるであろう方法を用いて負債の公正価値を測定するというフレームワークを提案している。なお、FASB においても、現在同様のガイダンスを開発中である。

また、SFAS 第 157 号では、自己の持分商品の公正価値測定に関するガイダンスは示されていないが、IASB の ED では、これについても出口価格の概念を適用するとされており、その際、当該持分商品はそれがなくなった場合や買い戻した場合に出口概念を満たすため、負債と同様のガイダンスを用いるとされている。

<sup>16</sup> 不履行リスクは、負債の移転の前後で変化しないことが前提とされている(例えば、債権者は、債務者が信用度の低い者に負債を移転することを通常認めないであろう。 )。

## 我が国の会計基準における取扱い

46. 金融商品実務指針第 103 項では、非上場デリバティブ取引により生じる正味の債務を時価評価するにあたっては、企業自体の信用リスク（契約不履行等によって損失を被るリスク）を、原則として加味するとされている。
47. なお、公正価値で測定する負債の範囲については、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、時価評価の対象としないことが適当である（金融商品会計基準第 67 項）とされている。

このような取扱いは、デリバティブ取引以外の金融負債や非金融負債について、一般に活発な市場がなく、容易には第三者に移転できないケースが多いことに加え、仮に公正価値で測定した場合には、報告企業の信用リスクの増大に伴い利益や純資産が増加する（負債のパラドックス）と考えられることから、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することにはならないことが考慮されていると考えられる。

## 今後の方向性

48. 非上場デリバティブのような負債の公正価値測定に際して、不履行リスクを含めることについては、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はなく、公正価値で測定する範囲は異なり得るものの、負債の公正価値測定には、不履行リスクを含めるべきであると考えられる。

ただし、どの負債を公正価値で測定するのかについては、個別の会計基準の問題<sup>17</sup>であり、当該論点については、本論点整理の対象外である（第 1 項なお書き参照）。

## [論点 1-4] 取引量に応じた割引・割増要素の取扱い

### 検討事項

49. SFAS 第 157 号は、市場規模に比べて大きなポジションを保有していることを理由とする市場の建値に対する調整（大量保有要因による調整）を禁止している。また、IAS 第 39 号においても同様の考えが示されており、IASB の ED でも公正価値測定に大量保有要因を含めないことが提案されている。

---

<sup>17</sup> 次の点を踏まえた場合、公正価値オプションの適用範囲も含め、公正価値で測定する負債の範囲は慎重に検討する必要があると考えられる。

- (1) 一般に活発な市場がなく、容易には第三者に移転できないケースが多い又は移転することは稀である。
- (2) 負債のパラドックスが発生し、一般的には財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することにはならないと考えられている。
- (3) 企業の信用状況の低下は、未認識の資産、すなわち自己創設のれんの価値の損失としても同時に発生する。この場合の価値の損失は費用として報告されないため、負債の測定に関連して利益を認識することは財務諸表利用者の誤解を招く恐れがある。

このため、大量保有要因といった個別の金融商品に適用されない調整要素等の取扱いについて検討する。

### 大量保有要因

50. 大量保有要因による調整とは、企業が市場規模に比べて大量のポジションを保有し、そのポジションを一度に売却したと仮定した場合に生じる価格の低下について調整するものであるが、SFAS 第 157 号では、活発な市場で売買されるレベル 1 (第 69 項(1)参照)の金融商品の公正価値は、価格×数量で測定しなければならないとされ、ポジションの大きさ(大量保有要因)による価格調整は禁止されている。
51. IAS 第 39 号においても、活発な市場における金融商品のポートフォリオの公正価値は、価格×数量で求められるとされているが、IASB の DP では、さらに、すべてのレベルにおいて、大量保有要因の調整を禁止<sup>18</sup>すべきであるとされ、IASB の ED も、このような考え方が踏襲されている。
52. なお、このような取扱いとした理由について、IASB の ED では、大量のポジションをどのように売却するのかが企業的意思によるためとしているが、このほか、IASB の審議の過程では、個別の商品の流動性は各企業が保有するポジションの大きさによる影響を受けないこと、ブロック・ポジションを一度に売却することは秩序ある取引とはいえない可能性があること、大量保有要因は取引の属性であると考えられ、ブロック・ポジションの売却に伴うディスカウントは、取引費用に準ずると考えられること、などが示されている。
53. 一方、我が国では、このような大量保有要因について明示的に禁止されていないため、実務において、銘柄の属性やストラテジーに応じて流動性の調整を行っているケースがある。

### 支配プレミアム

54. 支配プレミアムとは、市場参加者が他の企業に対する支配持分に対して支払わなければならない追加的な価格(支配持分の割合に関係なく、通常存在する)であり、例えば、企業結合における譲渡対価(取引価格)と取得資産の公正価値との差額(のれん)には通常支配プレミアムが含まれる。
55. このような割増要素の取扱いについて、SFAS 第 157 号及び IASB の ED では明示されていないが、SFAS 第 157 号を導入するにあたって、SFAS 第 142 号「のれん及びその他の無形資産」が改訂されており、支配企業において一体として管理されている資産及び負債の集合体の公正価値の測定額は、その企業の個別株式の公正価値の測定額とは

---

<sup>18</sup> 大量保有要因による流動性コストの調整の禁止は、市場が活発でなくなった場合において、市場参加者が個別の金融商品に対して流動性を考慮することを禁止するものではないとされている。



異なるものであり、個別株式の公表価格を報告企業の公正価値の唯一の測定基礎とする必要はなく、支配プレミアムを含めることが認められている。また、IFRS 第3号「企業結合」でも同様の考え方が示されている。

56. IASBの審議の過程では、支配プレミアムについて、企業が他の企業を支配するといった企業結合のケースにおいては、会計単位が被支配企業の個々の持分金融商品ではなく投資そのものであるため、支配プレミアムが取引価格に含まれている場合に、企業は当該プレミアムを控除すべきではないという考え方が示されており、一方、金融商品のケースにおいては、会計単位が個々の商品であることから、大量保有要因による調整が禁止されるという考え方が示されている。また、大量保有要因は、企業のポジションの大きさによる流動性コストやいつどのように売却するのかといった企業の意図が関係するものであるが、支配プレミアムは、企業に対する支配に関する価値を表すという点で概念的にも異なっているとの考え方も示されている。
57. なお、我が国では、被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価となる財の企業結合日における時価で算定するとされ、支払対価が現金の場合には現金支出額で測定されるが、支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と被取得企業又は取得した事業の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する（企業結合に関する会計基準第23項）とされており、支配プレミアムを時価の算定に含めることが認められていると考えられる。

## 今後の方向性

58. 大量保有要因による流動性コストの調整について、国際的な会計基準のように当該調整が企業固有（<論点 1-1-1>参照）又は取引費用（<論点 1-3-1>参照）に準ずると考えた場合は、禁止することが適切であると考えられるため、国際的な会計基準と同様の取扱いとする方向で検討してはどうかと考えられる。

ただし、我が国の実務においては、このような調整を行っているケースもあるため、本論点整理に対するコメントも踏まえ、今後さらに検討する必要があると考えられる。
59. 支配プレミアムについては、IASBの審議の過程で示されているように出口価格を前提として会計単位によって正当化する考え方（第56項参照）がある一方で、企業結合における取引価格は、出口価格を前提とした公正価値として考えるよりは、独立第三者間取引における入口価格とした方が適切ではないかという意見もある。支配プレミアムが認められているという点で、我が国における取扱いと国際的な会計基準における取扱いに違いはないため、実務的な問題は生じないものの、支配プレミアムが生じる取引について出口価格と考えるのか入口価格と考えるのかは、本論点整理では取り扱わないものの、必要に応じて今後検討を行う予定である（第1項また書き参照）。

## [ 論点 1-5 ] 最有効使用の仮定に基づいた公正価値測定

### 検討事項

60. SFAS 第 157 号では、資産が使用される可能性のうち、資産又は資産グループの価値を最大にするような市場参加者による最有効使用を前提として公正価値を測定することを求めている。また、IASB の ED においても、SFAS 第 157 号と同様の考え方が提案されている。

このため、我が国においても、資産の公正価値測定にあたり、最有効使用の仮定に基づくかどうか検討する。

### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

61. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、公正価値測定は、測定日において、物理的に可能で、法的に許容され、財務的に実行可能な資産の使用を考慮に入れた、市場参加者による資産の最有効使用を仮定するとされている。また、最有効使用は、資産又は資産グループの価値を最大化すると市場参加者が想定する使用であり、報告企業の使用意図と異なる場合でも、市場参加者が想定する使用に基づいて決定されるとされている。この際、IASB の ED では、資産の現在の使用が最有効使用でないことを示す証拠がない場合は、企業は、他の潜在的な使用を見つけるためにあらゆる調査を行う必要はないとされている。

62. なお、資産の最有効使用を仮定するにあたっては、当該資産の公正価値を測定するために用いられる評価前提を決定することになるが、次の 2 つの評価前提のうちいずれを用いるかについても、市場参加者が想定すると考えられる前提を用いることになるとされている。ただし、IASB の ED では、最有効使用は、複数の代替的な使用が行われる可能性を有している場合に適用される概念であるため、金融資産には適用されないことが明示されている。

(1) 使用<sup>19</sup>の評価前提：他の資産と一緒に、主としてグループとしての使用を通じて最大限の価値を提供する場合（例えば、非金融資産）

(2) 交換の評価前提：主として単独で最大限の価値を提供する場合（例えば、金融資産）

### 我が国の会計基準における取扱い

63. 金融商品会計基準では、最有効使用の仮定については明示されていないが、賃貸等不動産時価開示適用指針では、合理的に算定された価額として、最有効使用の考え方に基づく「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）による方法が示されている。

<sup>19</sup> 使用の評価前提は、市場参加者の期待を反映したものであり、企業固有のデータを反映した固定資産の減損会計における「使用価値」とは異なるとされている。

## 今後の方向性

64. 国際的な会計基準において、最有効使用の考え方は、不動産などのように複数の代替的な使用が行われる可能性を有している場合に適用される概念とされているが、我が国においても、不動産について最有効使用の考え方に基づく評価の考え方が取り入れられており、その考え方に大きな差異はないと考えられる。

## 【論点 2】公正価値の測定方法

### [論点 2-1] 公正価値のヒエラルキー

#### 検討事項

65. SFAS 第 157 号では、公正価値測定の透明性及び比較可能性を高めることを目的として、公正価値測定に用いられる評価技法のインプットの重要性に応じた公正価値のヒエラルキー分類が要求されている。また、IASB の ED でも SFAS 第 157 号と同様のヒエラルキーの導入が提案されている。

このため、現行の金融商品の会計基準等において定められている時価のヒエラルキーについて考え方を整理する。

## 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

### (評価技法)

66. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、公正価値の測定に際して、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチと整合する評価技法を用いなければならないとされている。それぞれのアプローチの特徴は次のとおりである。
- (1) マーケット・アプローチは、同一若しくは比較可能な資産又は負債に関する市場取引により生成される、価格その他の情報を用いる評価技法である。この評価技法には、マトリックス・プライシング（比準価格方式の一種）も含まれるが、これは主として債券の評価に用いられる技法であり、個々の証券の市場価格に完全に依拠するのではなく、ベンチマーク証券との関係に依拠する評価技法である。
  - (2) インカム・アプローチは、将来の金額（利益やキャッシュ・フロー等）を割引現在価値に変換する評価技法である。この評価技法には、現在価値技法及びブラック・ショールズ・モデルや二項モデル等のオプション価格モデルなどが含まれる。
  - (3) コスト・アプローチは、資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法であり、売り手にとっての資産の価格は、同等の効用を有する代替資産を買い手が購入又は構築するために必要なコストを、劣化分について調整した金額となる。この劣化分には、物理的劣化、機能的(技術的)劣化、さらには経済的劣化が含まれ、財務報告や税務申告における減価償却よりも広い概念である。
67. なお、評価技法の選択にあたっては、状況に応じた適切なものであり、十分なデータ

が入手可能なものを用いなければならないとされ、この際、単独の評価技法を用いることが適切な場合もあれば、複数の評価技法を用いることが適切な場合もあるが、複数の評価技法を用いる場合、それらの結果より得られる金額の範囲が合理的であるかどうかによって適切にウェイト付けしなければならない（第 82 項また書き参照）とされている<sup>20</sup>。

また、評価技法は継続的に適用しなければならないが、より忠実に公正価値を反映する測定が可能になるのであれば、評価技法を変更することが適切であるとされており、その具体例としては、新情報の入手や評価技法の改善などがあるとされている。

### （評価技法に用いられるインプットのヒエラルキー）

68. SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、公正価値を測定するため評価技法において用いられるインプット（脚注 7 参照）を、次のとおり、「観察可能なインプット」と「観察不能なインプット」とに分けており、公正価値を測定するための評価技法には、原則として、観察可能なインプットを最大限利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にしなければならないとされている。
- (1) 「観察可能なインプット」とは、報告企業から独立した情報源から入手される市場データを基礎として設定された、プライシングに際して市場参加者が用いるであろう仮定を反映するインプットをいう。
  - (2) 「観察不能なインプット」とは、その状況における入手可能な最良の情報を基礎として設定された、プライシングに際して市場参加者が用いるであろう仮定に関して報告企業自身の見積りを反映するインプットをいう。
69. 公正価値測定の透明性及び比較可能性を高めるために、SFAS 第 157 号及び IASB の ED では、評価技法において用いられるインプットがさらに 3 つのレベルに分類され、優先順位付けされている。
- (1) レベル 1 のインプットとは、測定日において、報告企業がアクセス可能な活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格であり、活発な市場における公表価格は最も確実な公正価値の証拠とされ、入手可能な場合には、原則として、そのまま公正価値測定に用いることが要求される。
  - (2) レベル 2 のインプットとは、資産又は負債について、直接的又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル 1 に含まれる公表価格以外のインプットである。レベル 2 のインプットには、活発な市場における類似の資産又は負債に関する公表価格、活発でない市場における同一若しくは類似の資産又は負債に関する公表価格、公表価格以外の観察可能なインプット、相関関係等を用いて観察可能な市場データから得られた又は裏付けられたインプットが含まれる。

<sup>20</sup> IASB の ED では、用いられている評価技法を、同じ資産又は負債の現在の市場取引による価格で定期的に調整しなければならないとされている。

- (3) レベル3のインプットとは、資産又は負債について、観察不能な市場データに基づくインプットであり、原則として、観察可能なインプットが入手できない場合に限り用いることができる。なお、レベル3のインプットを用いる場合でも、市場参加者の観点からの出口価格を算定するという公正価値測定の目的は変わらないため、プライシングに際して市場参加者が用いるであろう仮定に関して報告企業自身の見積りを反映することが要求される（ただし、市場参加者の仮定に関する情報を合理的に入手することができる場合は、それを無視してはならない。）。

<インプットの分類>

分類	観察可能性	具体的なインプット	
レベル1	観察可能 <sup>21</sup>	活発な市場 <sup>22</sup>	・同一の資産又は負債の公表価格
レベル2			・類似の資産又は負債の公表価格
		活発でない市場 (第79項参照)	・同一若しくは類似の資産又は負債の公表価格
レベル3	観察不能	・公表価格以外の観察可能なインプット <sup>23</sup> ・相関関係等を用いて観察可能な市場データにより裏付けられたインプット ・市場参加者が用いる仮定に関して報告企業自身の見積りを反映したインプット	

(公正価値の開示ヒエラルキー)

70. このようなインプットを用いて測定された公正価値は、インプットのレベルに応じて、レベル1からレベル3までの3段階の開示のヒエラルキーに分類される。なお、当該分類は、評価技法により分類するものではなく、評価技法に用いられたインプットの重要性により分類するものであり、評価技法に複数のレベルのインプットが用いられた場合、開示ヒエラルキーは、その測定に重要な影響を与えるインプットが属する、最も低いレベルに分類されることとなる。
71. なお、レベル1のインプットをそのまま用いた場合は、レベル1の公正価値となるが、個々の資産又は負債の価格情報に直接アクセスできないために、その公正価値を測定するにあたりマトリックス・プライシングなどを用いた場合や、市場終了後に重要な事象

<sup>21</sup> 観察可能な市場の事例には、交換市場（例えば、証券取引所）、自らも参加するディーラー間市場（例えば、店頭市場）、自らは参加しないブローカー市場、取引情報がほとんど公表されない当事者間市場が含まれる。

<sup>22</sup> 資産又は負債の取引が、十分な頻度や量をもって行われ、継続的に価格情報が提供される市場をいう。

<sup>23</sup> イールドカーブ、インプライド・ボラティリティ、期限前返済速度、デフォルト率、回収率などをいう。

(当事者間取引やブローカー取引など)が生じたために価格調整を行った場合などは、レベル2以下の公正価値となる。

また、レベル2のインプットについて、資産又は負債の状況や場所、インプットが観察される市場における取引活動の量及び水準といった要素により調整が行われることがあるが、このような調整が公正価値の測定において重要である場合は、当該重要な調整に用いられたインプットのレベルに応じて公正価値の開示ヒエラルキーが決まることとなる。

#### < 公正価値の開示ヒエラルキー >

レベル1	同一の資産又は負債について活発な市場における無修正の公表価格を用いた公正価値
レベル2	他の観察可能なインプットを主に用いた公正価値
レベル3	観察不能なインプットを主に用いた公正価値

#### 我が国の会計基準における取扱い

72. 我が国では、SFAS 第 157 号及び IASB の ED のようなすべての公正価値の測定に適用する単一のヒエラルキーがなく、個々の会計基準等で時価の算定方法が定められているが、ここでは金融商品の時価の算定についての取扱いについて概説する。
73. 金融商品の時価の算定は、金融商品会計基準及び金融商品実務指針等に基づいて行われている。金融商品会計基準において、時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場(市場価格)に基づく価額をいい、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とするとされており、3つのヒエラルキーに分けられる国際的な会計基準とは異なり、我が国では2層構造となっている。
74. 「市場価格に基づく価額」とは、売買が行われている市場において金融資産の売却により入手できる現金の額又は取得のために支払う現金の額をいい、具体的には、次の金融資産について公表されている取引価格が市場価格である(金融商品実務指針第 48 項)。
- (1) 取引所に上場されている金融資産
  - (2) 店頭において取引されている金融資産
  - (3) 上記(1)又は(2)に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている金融資産
75. 一方、「合理的に算定された価額」とは、企業の合理的な見積りに基づく価額であり、次のような方法( IAS 第 39 号にも同様の例示あり)で算定された価額をいう。また、当該算定に用いる価格決定変数は恣意性を排除した合理的なものでなければならないとされている(金融商品実務指針第 54 項)。
- (1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信

用リスク及びその他の変動要因を調整する方法

(2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定する方法

(3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を用いる方法  
 なお、自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について上記(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる（第 88 項及び第 89 項参照）。

76. 合理的に算定された価額は、金融資産に市場価格がない場合に、市場価格に準ずるものとして、上記のような方法で算定された価額が得られれば、それをもって当該金融資産に付すべき時価とするものである。ここで、金融資産に市場価格がない場合とは、第 74 項の(1)から(3)までに該当しない金融資産のほか、以下のような金融資産をいうとされており（金融商品実務指針第 53 項及び第 256 項）、市場価格があったとしても、合理的に算定された価額を優先して用いることがあり得ると考えられる。

- (1) 何ら広く一般に価格が公表されていない金融資産
- (2) 買手と売手の双方の合意に基づく以外に価格が決定できない金融資産
- (3) 取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ないために市場価格が公正な評価額を示していない金融資産
- (4) 市場価格があっても入手不可能な金融資産
- (5) 市場価格が存在しない金融資産

< 我が国の会計基準における測定方法の分類 >

我が国の会計基準における取扱い		SFAS 第 157 号との関係
( 市場価格がある場合 ) 市場価格に基づく価額	・ 取引所に上場されている金融資産	・ レベル 1
	・ 店頭において取引されている金融資産 <sup>24</sup>	
	・ 上記に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている金融資産	

<sup>24</sup> 店頭において取引されている金融資産の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば、日本証券業協会）が公表する価格とする。ただし、業界団体が公表する価格の入手が困難か又はそれが無い場合には、ブローカー（金融資産の売買を仲介したり、場合によっては自己が買手又は売手となって店頭での売買を成立させる業者で、証券会社や銀行が代表的なものである。）の店頭において成立する価格（気配値を含む。）とすることもできる（金融商品実務指針第 50 項及び第 257 項）。

また、金融資産の種類により、取引所で取引が成立しているものであっても、上場されている銘柄が限られ、また、売買高も少量であるため、取引所における市場価格が金融資産の公正な評価額を示しておらず、店頭取引による価格の方が時価としてより妥当と判断される場合には、当該店頭取引による価格を用いる（金融商品実務指針第 50 項）。

我が国の会計基準における取扱い		SFAS 第 157 号との関係
(市場価格がない場合) 合理的に算定された価額	・取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法	・類似の資産又は負債の公表価格(レベル2)を公表価格以外の観察可能なインプット(レベル2)で調整
	・対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法	・現在価値技法(インプットの重要性に応じてレベル2又はレベル3)
	・一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル(例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル)を用いる方法	
自社における合理的な見積りが困難な場合	・上記3つの方法に基づき算定された価格をブローカーから入手	・算定に用いられているインプットの重要性に応じてレベル2又はレベル3(<論点2-2-2>参照)

市場価格があつたとしても、合理的に算定された価額を優先して用いる場合がある(第76項及び[論点2-2]参照)。

### 今後の方向性

77. 国際的な会計基準のように公正価値のヒエラルキーを導入することにより、公正価値測定の実施可能性及び比較可能性が高まるという意見もあるため、我が国においても当該ヒエラルキーを導入する方向で検討してはどうかと考えられる。

なお、そのようなヒエラルキーのレベル分けは実務上の負担が大きく、判断規準などについて、より詳細なガイダンスが必要ではないかとの意見もあるため、このような実務上の問題については、本論点整理に対するコメントも踏まえ、今後さらに検討する必要があると考えられる。

### [論点2-2] 市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定

#### 検討事項

78. 昨今の金融危機を踏まえ、市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定について、FASBは、平成20年(2008年)10月のFSP第FAS157-3号に続き、平成21年(2009年)4月にも、FSP第FAS157-4号を追加ガイダンスとして公表している。IASBは、平



成 20 年（2008 年）10 月に、IASB の専門家諮問パネルによる報告書及びその IASB スタッフによるサマリーを教育ガイダンスとして公表しているが、IASB の ED では、FSP 第 FAS157-4 号の内容が当該教育ガイダンスと整合しているとした上で、その内容が織り込まれている。

このため、我が国においても、活発な市場がない場合における公正価値測定について考え方を整理する。

#### <論点 2-2-1>市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定

##### 国際的な会計基準の取扱い及びその動向

###### （活発でない市場の判断）

79. FSP 第 FAS157-4 号及び IASB の ED では、活発でない市場を判断する要素として、次の(1)から(9)が例示されているが、企業はこれらの要素に限らず、関連するその他の要素も含め、その重要性や関連性を評価し、入手可能な証拠に基づいて、市場が活発か否かを決定するとされている。

- (1) 資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく低下していること
- (2) 価格が現在の情報に基づいていないこと
- (3) 価格が時期又は市場参加者間で著しく異なっていること
- (4) 情報がほとんど公表されていないこと（例えば、当事者間市場）
- (5) 直近の取引がほとんどないこと
- (6) これまで資産又は負債の公正価値と高い相関があった指標が明らかに相関していないこと
- (7) 信用リスクを考慮した企業の期待キャッシュ・フローの見積りと比較して、価格に織り込まれている流動性リスク・プレミアム<sup>25</sup>などが著しく増加していること
- (8) ビッド・アスク・スプレッドの幅が大きい又は著しく拡大していること
- (9) 新規発行市場が著しく減少又は欠如していること

###### （秩序ある取引か否かの判断）

80. FSP 第 FAS157-4 号及び IASB の ED では、市場が活発ではなくなった場合に、すべての取引が秩序ある取引ではないと結論付けることは適切ではないとして、ある取引が秩序ある取引ではないと決定するためには、入手可能な証拠に基づいて、企業が状況を評

---

<sup>25</sup> FSP 第 FAS157-4 号の公開草案の段階では、強制取引でないという証拠がない限り、活発でない市場のすべての取引が強制取引であると推定することが提案されていたため、この提案に基づいた場合、このような流動性プレミアムは秩序ある取引を反映したものではないとされ、公正価値の測定にあたってほとんど考慮しないこととなると考えられるが、最終的には、当該推定は削除された（第 80 項参照）ことから、活発でない市場における取引であると判断されても、秩序ある取引である限り、当該取引価格に含まれている流動性プレミアムは考慮しなければならないと考えられる（第 81 項から第 83 項参照）。

価する必要があるとされている。

なお、秩序ある取引ではないことを示す状況として、次の(1)から(4)が例示されているが、活発でない市場を判断する要素の例示と同様に、これらに限られるものではないとされている。

- (1) 現在の市場環境の下で取引に関して通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように測定日以前の一定期間について取引が市場に十分さらされていないこと（第14項参照）
- (2) マーケティング期間があっても、売り手が一人の買い手としか交渉していないこと
- (3) 売り手が破綻若しくは破綻寸前（投売り）又は規制や法的要請から売らざるを得ないこと（強制取引）
- (4) 他の直近の取引と比較して、取引価格が異常値となっていること

#### （市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定）

81. FSP 第 FAS157-4 号及び IASB の ED では、仮に市場が活発でないとは判断された場合は、当該市場における取引や価格は、公正価値測定やリスク・プレミアムの見積りのためのインプットとして取り扱われることはあっても、そのまま公正価値として用いることはできない場合があるとされ、さらなる分析の上、重要な調整が必要となる場合があるとされている。

82. このように重要な調整が必要となる場合には、用いられる評価技法にかかわらず、信用リスク<sup>26</sup>や流動性リスクなど<sup>27</sup>適切なリスク調整を行う<sup>28</sup>こととされており、調整するリスク・プレミアムは現在の市場環境の下で測定日における市場参加者間の秩序ある取引を反映するものでなければならないとされている。

また、市場が活発ではなくなった場合には、評価技法の変更や複数の評価技法を用いることが適切となる場合があるとされ、後者の場合、評価技法をウェイト付けする際に、企業は公正価値の見積りの幅について合理性を考慮し、その幅が大きい時にはさらなる分析が必要となる場合があるとされている。

なお、市場が活発でなくなった場合における公正価値の測定に際しては、重要な判断を行うことが必要とされているが、資産又は負債を継続保有するという企業の意図は、企業固有のものであり、市場に基づくものではないため、この判断には含まれないとさ

---

<sup>26</sup> 公正価値として開示されている金額のうち、信用リスクによる影響額を別途開示することにより、流動性リスクなど、信用リスク以外の影響額を確認できるようにしてはどうかとの意見がある。

<sup>27</sup> 我が国では、非上場デリバティブの時価評価にあたっての留意事項として、信用リスクや重要性があれば流動性リスク等を考慮するとされている（金融商品実務指針第103項）。

<sup>28</sup> FSP 第 FAS157-4 号及び IASB の ED では、リスク調整が困難というだけでは、このような調整を行わない理由にはならないとされている。

れている。

83. 一方、仮にある取引が秩序ある取引ではないと判断された場合は、企業は公正価値測定やリスク・プレミアムの見積りに際して当該取引価格をほとんど考慮しないとされている。また、ある取引が秩序ある取引であるかどうかを結論付ける十分な情報がない場合は、企業は当該取引価格を考慮するとしても、あまりウェイトを置かないとされている。

#### 我が国の会計基準における取扱い

84. 我が国では、金融商品実務指針において、金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものであるとされており、したがって、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではないことに留意する必要があるとされている(金融商品実務指針第 256 項)。
85. また、金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には、時価として市場価格に基づく価額を付すこととなるとされているが、取引所若しくは店頭において取引されているものの実際の売買事例が極めて少ない金融資産や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がない(又は市場価格を時価とみなせない)と考えられるため(第 76 項参照)、このような場合には、時価は、基本的に、合理的に算定された価額によることとなるとされている(金融商品実務指針第 54 項)。

#### 今後の方向性

86. 市場が活発でなくなった場合における公正価値測定の取扱いについて、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はないと考えられる。

ただし、その取扱いをより明確化してはどうかとの意見があるため、国際的な会計基準において示されているガイダンス(第 79 項から第 83 項参照)については、本論点整理に対するコメントも踏まえ、今後さらに検討する必要があると考えられる。

#### <論点 2-2-2>ブローカー等の公表価格の利用

##### 国際的な会計基準における取扱い

87. FSP 第 FAS157-4 号及び IASB の ED では、市場が活発ではなくなった場合に、企業は、ブローカーやプライシング・サービスから提供された公表価格を用いるにあたっては、当該価格が秩序ある取引を反映した現在の情報に基づいているか、又は、市場参加者の仮定を反映した評価技法に基づいているかを評価しなければならない<sup>29</sup>とされている。

<sup>29</sup> また、ブローカーから提供された公表価格を用いて公正価値測定を行った場合におけるレベル 2 とレベル 3 のヒエラルキーのレベル分けに際しても、ブローカー価格の中身を確認する必要

ブローカーによる公表価格を公正価値測定のインプットとして用いる場合には、企業は取引の結果を反映していない公表価格にあまりウェイトを置くべきではない<sup>30</sup>とされ、また、企業が算定した価格を検証する際の入手可能な証拠として用いる場合には、公表価格の性質（例えば、当該公表価格が参考価格なのか、拘束力のあるオファー価格なのか）について考慮しなければならないとされている。

### 我が国の会計基準における取扱い

88. 我が国では、ブローカーが関係する価格としては、ブローカーの店頭において成立する価格（金融商品実務指針第 50 項）及び第 75 項の(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手した価格（金融商品実務指針第 54 項）の 2 種類が規定されているが、前者は市場価格に基づく価額として取り扱われ、後者は自社における合理的な見積りが困難な場合に、簡便的にその価格を合理的に算定された価額とすることができる<sup>31</sup>とされている<sup>32</sup>。
89. 活発な市場がない場合に用いられると考えられるのは後者の価格であるが、この場合のブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要であるとされている（金融商品実務指針第 259 項）。

### 今後の方向性

90. 我が国では、活発な市場がない場合に用いられるブローカーから入手した価格について、ブローカーの属性（前項参照）により価格の信頼性などを判断することとされているものの、自らの責任で使用し、必要に応じて時価としての妥当性の判断も行うこととされているため、価格そのものの信頼性や性質を問題としている国際的な会計基準の考え方と大きく異なるものではないと考えられる。

---

があると考えられる。

<sup>30</sup> ブローカーによる公表価格は、活発な市場であれば、市場取引の結果を反映するが、市場が活発ではなくなった場合には、ブローカーは、ブローカーだけが入手可能な情報に基づくデータを用いたモデルにさらに依存することになる可能性があると考えられている。

<sup>31</sup> 非上場デリバティブ取引の時価評価においては、時価は原則として自ら算定すべきであるが、取引相手の金融機関やブローカー等から入手した価格を自らの責任で使用することができるとされている（金融商品実務指針第 102 項）。また、「金融商品会計に関する Q&A」の Q15 では、ブローカーから提供を受けた時価が、第 75 項の算定方法に基づく時価と異なっていたとしても、それが時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められないのであれば、継続適用を条件として、当該提供を受けた時価を金融商品の評価などに利用することができるとされている。

<sup>32</sup> 情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている。）がブローカーの平均価格や理論値等を算定して一般に提供している場合にも、それを入手して合理的に算定された価額とすることができる（金融商品実務指針第 54 項）。

## 【論点3】公正価値測定に関する開示

### 検討事項

91. SFAS 第 157 号では、継続的に公正価値測定が行われる資産及び負債<sup>33</sup>と非継続的に公正価値測定が行われる資産及び負債について、報告日現在における公正価値による測定額を公正価値ヒエラルキーのレベルごとに開示することを要求している。さらに、レベル 3 に属する重要な観察不能なインプットを用いて継続的に測定された公正価値については、期首時点の公正価値と期末時点の公正価値との間の変動内容を示す調整表の開示も要求される。また、IASB では、昨今の金融危機に対する対応として、平成 21 年(2009 年)3 月に、SFAS 第 157 号と同様の開示内容となるように IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の改訂(以下「改訂 IFRS 第 7 号」という。)を公表し、さらに IASB の ED では、こうした開示について、金融商品に限らず公正価値を用いている資産及び負債に広く適用することを提案している。

このため、我が国においても国際的な会計基準と同様の公正価値のヒエラルキー別の開示を導入するかどうか検討を行う。

### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

92. SFAS 第 157 号では、継続的に公正価値測定が行われる資産及び負債についての開示と非継続的に公正価値測定が行われる資産及び負債についての開示<sup>34</sup>とを分けて規定している。このうち、前者の継続的に公正価値測定が行われる資産及び負債について、主要分類<sup>35</sup>ごとに、次の事項を開示しなければならないとされている。

- (1) 報告日現在における公正価値の測定額
- (2) ヒエラルキー別の公正価値の測定額
- (3) レベル 3 について、期首残高から期末残高への調整表、及びその内訳として次の項目を個別に表示

当期の損益合計(実現及び未実現)及びこのうち当期純利益で認識された金額とその金額が損益計算書中のどこに報告されているかの説明

購入、売却、発行及び決済額(純額)

レベル 3 への振替額やレベル 3 からの振替額(例えば、重要なインプットの観

<sup>33</sup> トレーディング目的有価証券、売却可能有価証券、デリバティブ、ベンチャー・キャピタル投資等が含まれる。

<sup>34</sup> 保有長期性資産等の減損資産など、当初認識後、継続的に公正価値測定が行われない資産又は負債の公正価値測定については、公正価値による測定額(第 92 項(1)参照)及び公正価値により測定した理由、各レベルの金額(第 92 項(2)参照)、レベル 3 についてインプットの説明及び用いた情報、評価技法及びその変更の説明を開示しなければならないとされている。

<sup>35</sup> FSP 第 FAS157-4 号において、持分証券や負債証券の主要分類は、SFAS 第 115 号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」における主要証券種類であると定義された。なお、主要分類につき、どこまで分解して開示を求めるかについては、FASB の「公正価値測定に関する開示の改善」プロジェクトにおいて検討がなされている。

察可能性の変動による振替額)

- (4) 当期純利益で認識された損益(上記(3) 参照)のうち、報告日現在において保有している資産及び負債の未実現損益、及びその金額が損益計算書中のどこに報告されているかの説明
- (5) 公正価値を測定するために用いた評価技法、及び期中における評価技法の変更の説明

93. 一方、IASB の ED では、財政状態計算書において公正価値で測定されている資産及び負債<sup>36</sup>について、資産及び負債の種類ごとに、少なくとも次の事項を開示しなければならないとされている(付録 A 参照)。

なお、SFAS 第 157 号では求められていないが、IASB の ED では、財政状態計算書において公正価値で測定されていないものの、公正価値が注記されている資産及び負債についても、ヒエラルキー別の金額(次の(2)参照)を開示しなければならないとされている<sup>37</sup>。

- (1) 報告日現在における公正価値の測定額
- (2) ヒエラルキー別の公正価値の測定額
- (3) レベル 1 とレベル 2 との間の重要な振替額及びその理由。各レベルへの振替額については、各レベルからの振替額とは別に開示し、説明しなければならない。この場合の重要性は、当期純利益及び総資産又は総負債に照らして判定しなければならない。
- (4) 公正価値を算定する際に適用した方法及びインプット並びに当該インプットを開発するために用いた情報。また、評価技法の変更<sup>38</sup>があった場合には、その変更内容、変更を行った理由及びそれが公正価値測定に及ぼす影響
- (5) レベル 3 について、期首残高から期末残高への調整表、及びその内訳として次の項目を個別に表示

当期純利益で認識された損益及びその金額が包括利益計算書中のどこに表示されているかの説明

その他の包括利益で認識された損益

購入、売却、発行及び決済額(購入、売却、発行及び決済ごとに開示)

レベル 3 への振替額やレベル 3 からの振替額(例えば、市場データの観察可能性の変動による振替額)及びその理由。重要な振替額に関し、レベル 3 への振

<sup>36</sup> SFAS 第 157 号では求められていないが、IASB の ED では、現行の IFRS 第 7 号における開示を踏襲し、負債の不履行リスクに関する開示も求められている。

<sup>37</sup> 改訂 IFRS 第 7 号では、改訂公開草案に対するコメントを踏まえ、財政状態計算書において公正価値で測定されていないものの、公正価値が注記されている金融商品については、当該ヒエラルキー別の開示を求めないこととされている。ただし、IASB の ED がこのまま最終基準化された場合は、当該金融商品についても、ヒエラルキー別の開示が求められることとなると考えられる。

<sup>38</sup> 評価技法の変更の例として、マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更が示されている。

替額については、レベル3からの振替額とは別に開示し、説明しなければならない。この場合の重要性は、当期純利益及び総資産又は総負債に照らして判定しなければならない。

- (6) 当期純利益で認識された損益（上記(5) 参照）のうち、報告日現在において保有している資産及び負債の損益、及びその金額が包括利益計算書中のどこに表示されているかの説明
- (7) レベル3について、1つ又は複数のインプットを合理的に可能な代替的仮定に変更した場合に、公正価値が著しく変動するときには、当該事実、変動の影響及びその計算方法を開示（インプットの感応度分析）。この場合の重要性は、当期純利益及び総資産又は総負債に照らして判定しなければならない。

< SFAS 第 157 号と IASB の ED との開示対象及び開示項目の比較 >

開示対象	SFAS 第 157 号	IASB の ED
貸借対照表/財政状態計算書において公正価値で測定されているもの		
上記以外で、公正価値が注記されているもの	×	

開示項目	SFAS 第 157 号	IASB の ED
公正価値の測定額		
ヒエラルキー別の公正価値の測定額		
レベル1とレベル2の間の重要な振替額及びその理由	×	
レベル3について、期首残高から期末残高への調整表、及びその内訳として次の項目を個別に表示		
当期純利益で認識された損益及びその金額が損益計算書/包括利益計算書中のどこに表示されているかの説明		
その他の包括利益で認識された損益	39	
購入、売却、発行及び決済額	純額での開示	総額での開示
レベル3への振替額やレベル3からの振替額		
上記の振替の理由	×	
当期純利益で認識された損益（ ）のうち、報告日現在において保有している資産及び負債の損益、及びそ	未実現損益に限定	

<sup>39</sup> SFAS 第 157 号の基準本文には明示的に記載されていないが、同開示例に当該項目が表示されている。

開示項目	SFAS 第 157 号	IASB の ED
の金額が損益計算書/包括利益計算書中のどこに表示されているかの説明		
レベル 3 について、1 つ又は複数のインプットを合理的に可能な代替的仮定に変更した場合に、公正価値が著しく変動するときには、当該事実、変動の影響及びその計算方法を開示（インプットの感応度分析）	×	
評価技法及びその変更の説明		
インプットに関する開示	×	

SFAS 第 157 号の開示項目のうち × が付いている項目及び の純額での開示については、FASB の「公正価値測定に関する開示の改善」プロジェクトの中で、IASB の ED と同様の開示を求める方向で検討がなされている。

94. また、SFAS 第 157 号では求められていないが、IASB の ED では、最有効使用（〔論点 1-5〕）に関連する開示として、企業の現在の資産の使用方法与市場参加者による最有効使用の方法とが異なる場合は、次の 2 つのコンポーネントに分けて開示（(1)と(2)の合計が公正価値）し、その理由を説明する必要があるとされている。

(1) 現在の使用を前提とした資産の価値<sup>40</sup>

(2) 最有効使用を前提とした資産の公正価値と(1)との差額である「増分価値」

### 我が国の会計基準における取扱い

95. 平成 20 年（2008 年）3 月に、金融商品会計基準が改正され、同時に、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下、「金融商品時価開示適用指針」という。）が定められた。金融商品時価開示適用指針では、財務諸表との関連を明確にし、各金融商品に関する情報を整理するために、原則として、貸借対照表の科目ごとに貸借対照表日における時価及びその算定方法を注記することとされている（金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)(2)）。

また、金融商品の時価等に関する事項についての補足説明には、金融商品の時価に関する重要な前提条件などが含まれるものとされている（金融商品時価開示適用指針第 3 項(4)）。

### 今後の方向性

96. 公正価値のヒエラルキー別の開示を導入することにより、透明性や比較可能性が高まるという意見もあるため、我が国においても当該ヒエラルキー別の開示を導入する方向

<sup>40</sup> 最有効使用の前提を満たしていないという部分以外は市場参加者の視点に基づき評価を行うため、固定資産の減損会計における「使用価値」とも異なるものと考えられる。



で検討してはどうかと考えられる。

なお、公正価値測定に関する開示の導入に際しては、次のような意見もあるため、本論点整理に対するコメントも踏まえ、今後さらに検討する必要があると考えられる。

- (1) SFAS 第 157 号では、貸借対照表において公正価値で測定が行われるものについてヒエラルキー別の金額の開示を求めているが、IASB の ED では、公正価値が注記されているものも含めて同様の開示を求めることが提案されており、開示対象の整理が必要ではないか（例えば、金融商品及び賃貸等不動産の時価の開示や退職給付会計における年金資産の開示<sup>41</sup>との関係についてどのように整理するのか。）。
- (2) レベル2とレベル3のヒエラルキーのレベル分けやレベル3の調整表については、実務負担が非常に大きいと、同一の商品であっても企業によって分類が異なることも考えられ、比較可能性の問題があるとすれば、財務諸表利用者にとって有用な開示であるといえない可能性もあるため、より詳細なガイダンスや開示方法の工夫が必要ではないか。
- (3) レベル3に分類されるものは幅が広いと、レベル3として開示された金額の信頼性等を高めるために、評価技法等の成熟度合いに応じてさらに細分化するなどの配慮が必要ではないか。
- (4) レベル3の資産及び負債の購入、売却、発行及び決済額について、IASB の ED では総額での開示が求められているが、総額での開示は実務負担が大きいと、慎重に検討してはどうか。
- (5) 今回の金融危機の一因として、商品が複雑になり過ぎてしまったために、不履行リスクが十分に把握できなかったことが指摘されているため、そのようなリスクを適切に把握できるように、当該商品の算定方法の開示を強化してはどうか。一方、このような定性的な開示については、実務負担が大きいと、開示方法を工夫してはどうか。

97. 一方、金融危機に対する国際的な要請<sup>42</sup>を踏まえ、改訂 IFRS 第 7 号を公表した IASB の対応と同様、まずは金融商品についてのみ、ヒエラルキー別の開示やレベル3に関する開示を導入してはどうかという意見がある。これについては、昨今の金融危機に対する国際的な取組みや国内外の関係者の意見を踏まえ、引き続き検討していく必要があると考えられる。

<sup>41</sup> 米国会計基準では、FSP 第 FAS132(R)-1 号「退職後給付制度資産についての事業主の開示」において年金資産の公正価値のヒエラルキー別の金額の開示等が求められており、IASB の ED においても同様の開示を求める IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂が提案されている。

<sup>42</sup> 平成 20 年（2008 年）11 月に開催された G20 において、金融商品の開示義務を充実させることなどが要請されている。

## 付録 A (IASB の ED における開示例)

以下の開示例は、本論点整理の【論点 3】において示された IASB の ED における開示例を、参考として示したものである。

### 設例 12 - 公正価値で測定された資産

IE40 本 IFRS (案) は、当該会計期間において公正価値で測定された資産及び負債に関して、資産及び負債の種類ごとに公正価値測定に関する定量的な開示を要求している。企業は、本 IFRS (案) の第 57 項(a)及び(b)に従って、資産について次の事項を開示する。

公正価値で測定された資産		報告日現在における公正価値による測定額 (CU 百万)		
		活発な市場 における 同一資産の 公表価格 (レベル 1)	重要な他の 観察可能な インプット (レベル 2)	重要な 観察不能な インプット (レベル 3)
科目	20X2 年 12 月 31 日			
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
売買目的有価証券	100	40	55	5
売買目的のデリバティブ	39	17	20	2
売却可能金融資産				
株式への投資	75	30	40	5
投資不動産				
土地	40	-	25	15
建物	15	-	-	15
合計	<u>269</u>	<u>87</u>	<u>140</u>	<u>42</u>

(注：企業が他の様式の方がより適切であると判断しない限り、負債についても同様の様式にて表示する。)

### 設例 13 - 公正価値ヒエラルキーのレベル3をベースとした公正価値測定

IE41 本 IFRS (案) は、公正価値ヒエラルキーのレベル3をベースとした公正価値で測定された資産及び負債に関して、資産及び負債の種類ごとに期首残高から期末残高への調整を要求している。企業は、本 IFRS (案) の第 57 項(e)及び(f)に従って、資産について次の事項を開示する。

公正価値ヒエラルキーのレベル3をベースとした公正価値で測定された資産						
	報告日現在における公正価値による測定額 (CU 百万)					合計
	損益を通じて公正価値で測定される金融資産		売却可能金融資産 株式への投資	投資不動産		
	売買目的有価証券	売買目的デリバティブ		土地	建物	
期首残高	6	5	4	10	12	37
当期純利益で認識された損益	(2)	(2) <sup>(a)</sup>	-	5	3	4
その他の包括利益で認識された損益	-	-	(1)	-	-	(1)
購入額	1	2	2	-	-	5
発行額	-	-	-	-	-	-
決済額	-	(1)	-	-	-	(1)
レベル3への又はレベル3からの振替額	-	(2)	-	-	-	(2)
期末残高	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>42</u>
当期純利益で認識された損益のうち、報告日現在において保有している資産の損益	<u>(1)</u>	<u>(1)</u>	<u>-</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>6</u>

(注：企業が他の様式の方がより適切であると判断しない限り、負債についても同様の様式にて表示する。)

(a) レベル3で報告されている CU 0.05 の損失は、公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類されている商品に関わる損益により相殺されている。

(上記の)当期純利益で認識された損益は、次のようにトレーディング収入及びその他の収入で表示されている。

	トレーディング収入	その他の収入
	CU 百万	CU 百万
当期純利益で認識された損益	<u>(4)</u>	<u>8</u>
当期純利益で認識された損益のうち、報告日現在において保有している資産の損益	<u>(2)</u>	<u>8</u>

(注：企業が他の様式の方がより適切であると判断しない限り、負債についても同様の様式にて表示する。)

## 付録 B (我が国の会計基準等における主な時価の算定方法)

以下は、我が国の会計基準等における主な時価の算定方法を抜粋したものである。

### 1. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」からの抜粋

#### ・金融資産及び金融負債の範囲等

#### 2. 時価

6. 時価とは公正な評価額をいい、市場<sup>(注2)</sup>において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場(以下「市場価格」という。)に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

<sup>(注2)</sup> 市場について

市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる。

### 2. 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」からの抜粋

#### 金融商品会計に関する実務指針

#### 金融資産及び金融負債の評価及び会計処理

#### 金融資産及び金融負債の評価

#### 時価の定義

47. 「時価」とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である。

金融資産に付すべき時価には、当該金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該金融資産に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。

#### 市場価格に基づく価額

48. 金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には時価として「市場価格に基づく価額」を付さなければならない(ただし、第 53 項の に該当する場合を除く。)。ここで「市場価格に基づく価額」とは、売買が行われている市場において金融資産の売却により入手できる現金の額又は取得のために支払う現金の額をいい、具体的には、以下の金融資産について公表されている取引価格を市場価格とする。

取引所に上場されている金融資産

店頭において取引されている金融資産

上記 又は に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている金融資産

49. 取引所に上場されている金融資産の市場価格は、原則として取引所における取引価格とする。なお、一つの金融資産が複数の取引所に上場されている場合は、当該金融資産の取引が最も活発に行われている取引所のものとする。
50. 店頭において取引されている金融資産の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば、日本証券業協会）が公表する価格とする。ただし、業界団体が公表する価格の入手が困難か又はそれが無い場合には、ブローカー（金融資産の売買を仲介したり、場合によっては自己が買手又は売手となって店頭での売買を成立させる業者で、証券会社や銀行が代表的なものである。）の店頭において成立する価格（気配値を含む。）とすることもできる。

金融資産の種類により、取引所で取引が成立しているものであっても、上場されている銘柄が限られ、また、売買高も少量であるため、取引所における市場価格が金融資産の公正な評価額を示しておらず、店頭取引による価格の方が時価としてより妥当と判断される場合には、当該店頭取引による価格を用いる。

#### 合理的に算定された価額

53. 金融資産に市場価格がない場合、市場価格に準ずるものとして「合理的に算定された価額」が得られれば、それをもって当該金融資産に付すべき時価とする。ここで、市場価格がない金融資産とは、第 48 項の から までに該当しない金融資産である。そのほか、以下のような金融資産をいう。

何ら広く一般に価格が公表されていない金融資産又は買手と売手の双方の合意に基づく以外に価格が決定できない金融資産

取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産又は市場価格が存在しない金融資産

54. 市場価格がない場合又は市場価格を時価とみなせない場合、時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による。ここで「合理的に算定された価額」とは、以下のような方法で算定された価額をいう。
- (1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法  
この場合の調整数値等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。
- (2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法

この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

- (3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法

この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について上記(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる。また、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている。）がブローカーの平均価格や理論値等を算定して一般に提供している場合には、それを入手して合理的に算定された価額とすることができる。

#### 付随費用の取扱い

56. 金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含める。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めないことができる。

期末又は保有目的区分を変更する時点で保有している金融資産を時価評価する場合、その時価には取得又は売却に要する付随費用を含めない。

#### デリバティブ取引

##### 非上場デリバティブ取引の時価評価

##### 時価評価の留意事項

103. 非上場デリバティブ取引の時価評価に当たっては、次の事項に留意する。
- (1) 原則として、評価時点で保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合に取引相手先に支払うべき（又は受け取るべき）価額、いわゆる手仕舞コスト（キャンセル・コスト）を見積もる。
  - (2) 取引手数料等の付随費用は加味しない。
  - (3) インターバンク市場等の気配値がある場合で売り気配と買い気配の幅が小さいときにはそれらの仲値を使用してもよいが、幅が大きい場合には、資産は買い気配、負債は売り気配を使用することが望ましい。
  - (4) 企業自体の信用リスク及び取引相手先の信用リスクは、原則として、時価評価に当たって加味する。
  - (5) 流動性リスク等に重要性があれば考慮する。

## 結論の背景

### 金融資産及び金融負債の評価及び会計処理

#### 金融資産及び金融負債の評価

##### 時価の定義

256. 「時価」には、一般に正味実現可能価額、再調達原価、割引原価、市場価格等の概念があるが、金融商品会計基準第 54 項では、時価の概念を「公正な評価額」としている。

ここで「公正な評価額」の概念が基礎としている主な点は次のとおりである。

- (1) 金融資産を取引する当事者は、その金融資産の内容、構造、仕組みについて、特に当該金融資産がもつ固有のリスク及びリターンの特性を理解していなければならない。
- (2) 金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものである。
- (3) 金融資産の公正な評価額は、取引の当事者が、当該金融資産を取得・売却により又は取組・決済のために、その時点でキャッシュ・フローとして受け取る価額又は支払う価額である。
- (4) 金融資産の公正な評価額は、まず基本的には「市場価格」である。当該金融資産が、取引が活発でかつ流動性の高い市場において取引されている場合には、その市場の市場価格が公正な評価額の最適な根拠を提供しているからである。しかし、市場における取引が活発でないため又は市場が十分に確立・整備されていないために、市場価格は金融資産の公正な評価額を示していないことがある。このような場合のほか、市場価格があっても入手不可能な場合、さらに、市場価格がない場合であっても、本報告が示す要件を満たす限り、「合理的に算定された価額」も公正な評価額に含まれる。

##### 合理的に算定された価額

259. 市場価格がない場合の時価の算定は、まず企業の経営者の合理的な見積りによることを原則とするとした。第 256 項では、取引当事者が金融資産の特性を理解していることが公正な評価額を算定する基礎の一つであるとしており、その意味では、取引当事者の一方である企業の経営者は公正な評価額を構成する合理的に算定された価額を算定することが期待されている。

合理的に算定された価額の算定方法の一つとして、取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法がある。この方法には、債券における理論価格方式及び比準価格方式が含まれる

が、いずれの方式であっても、利子率等について恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

二番目の算定方法として、金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法がある。例えば、スワップ取引について、利子率と満期日までの期間の関係を示すイールドカーブから導き出された割引率に基づいて現在価値を算定するものである。その際、原則として信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させるか、又は割引率をリスク要因で補正することが望ましい。また、割引現在価値の算定に当たって使用する利子率等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

三番目の算定方法として、一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデルを使用する方法がある。例えば、オプション取引について、オプションの基礎商品の現時点での市場価格・市場レート、オプション行使価格、満期までの期間、市場金利や基礎商品価格のボラティリティ等の要素に基づいて算定するものである。使用するモデル自体、さらにその算定要素であるボラティリティ等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

市場価格がない場合の時価の算定は、原則的には企業自らの合理的な見積りによることとするが、そのような合理的な見積りが実務的に困難であると判断される場合には、簡便的に第 54 項(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカー又は情報ベンダーから入手して利用することができる。ただし、この場合のブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要である。

なお、将来キャッシュ・フローが約定されている債券等は、市場価格に準じた客観的に測定可能な時価を得ることが難しい市場価格のない株式と異なり、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は多くないという意見も多い。また、信用リスクや残存期間等の時価の把握に関連する情報についても、従来に比べ入手しやすくなったという指摘もある。このため、債券等については、市場価格がなく、かつ、その貸借対照表計上額の重要性に比べ時価の測定には過大なコストを要することなどから時価を把握することが極めて困難と認められる場合は限定的であると考えられる。

## 付随費用の取扱い

261. デリバティブを除く金融資産の取得時における付随費用を、取得した金融資産の取得価額に含めることとしたのは、金融資産以外の資産の場合、原則としてその付随費用を資産の取得価額に計上しており、金融資産についてもその処理方法と同様にすることが適当であると考えたからである。

他方、保有している金融資産を期末又は保有目的区分を変更する時点で時価評価する場合の時価について、取得又は売却に要する付随費用を含めないこととしたのは、現在の金融資産の市場では付随費用自体が縮小する傾向にあり、場合によっては金融資産の



価格そのものに既に含まれていることがあるからである。また、金融資産の時価を評価する時点で、付随費用を見積もることが実務的に困難であることも理由の一つである。

### 時価評価の留意事項

293. 非上場のデリバティブ取引の時価評価に当たり、基本的な考え方は、保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合に相手先に支払うべき(又は受け取るべき)価額、いわゆる手仕舞いコスト(キャンセル・コスト)を見積もることとした。時価の考え方には、資産の再購入又は負債の再調達を仮定する考え方(エントリー価格法)と、資産の売却又は負債の決済を仮定する考え方(エグジット価格法)があるが、手仕舞いコストは後者の考え方に基づいている。これは、現に保有するデリバティブ取引の価値を評価する上でより有益と考えられたこと及び非上場のデリバティブ取引は上場されているデリバティブ取引に比して流動性が低いいため保守的な評価が必要と考えられたことによる。

インターバンク市場等の気配値がある場合、売り気配と買い気配の幅が大きく、仲値による評価額との乖離が重要な場合には、正の時価を有する資産については買い気配、負の時価を有する負債については売り気配を使用することが望ましい。気配の幅が小さい場合には、仲値を使用することができる。また、同一の基礎商品のデリバティブ取引について売建てと買建てが多数ある場合やリスクを相殺し合う売建てと買建てがある場合には、仲値を使用することができると考えられる。

非上場デリバティブ取引は相対取引であるから、価格面の契約条件には、各当事者の信用リスク(契約不履行等によって損失を被るリスク)が反映されている。特に、一般事業会社が保有する非上場デリバティブには、会社自身の信用リスクが取引価格に反映している。例えば、A社と、A社より信用力が劣るB社がそれぞれ同一の銀行と、同一の変動金利を受け取り、固定金利を銀行に支払う同一期間の金利スワップを有する場合、B社の支払う固定金利の方がA社の支払う固定金利より高くなる。B社がA社の信用リスクの水準の割引率等を参照してB社自身の金利スワップを時価評価すると、評価益が過小・評価損が過大に算定される可能性がある。したがって、自らの信用リスクを加味した時価算定を行うことが原則として必要である。また、相手先の信用リスクは、評価益の回収可能性に係るリスクであるため、時価の算定に加味することが望ましい。ただし、自らの信用リスクや相手先の信用リスクを時価に反映することが実務上困難な場合には、重要性があると認められる場合を除いて、これらを加味しないことができる。

流動性リスクや時価評価モデルの不確実性リスク等は、重要性があると認められる場合に考慮する。

### 3. 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」からの抜粋

#### 用語の定義

4. 「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

### 4. 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準注解」からの抜粋

(注1) 本基準における用語の定義は、次のとおりである。

3. 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。

### 5. 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」からの抜粋

#### 回収可能価額の算定

##### 正味売却価額

28. 回収可能価額とは、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう(減損会計基準 注解(注1)1. 参照)。通常、使用価値は正味売却価額より高いと考えられるため、減損損失の測定において、明らかに正味売却価額が高いと想定される場合や処分がすぐに予定されている場合などを除き、必ずしも現在の正味売却価額を算定する必要はないが、正味売却価額を算定する場合には、以下のようにして求められた資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して行われることとなる(減損会計基準 注解(注1)2. 参照)。

- (1) 時価とは公正な評価額をいい、通常、それは観察可能な市場価格をいう(減損会計基準 注解(注1)3. 参照)。このような市場価格(第15項また書き参照)が存在する場合には、原則として、市場価格に基づく価額を時価とする(第108項参照)。
- (2) 市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額が時価となる(減損会計基準 注解(注1)3. 参照)。合理的に算定された価額は、市場価格に準ずるものとして、合理的な見積りに基づき、以下のような方法で算定される(第109項及び第110項参照)。

不動産については、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)に基づいて算定する。自社における合理的な見積りが困難な場合には、不動産鑑定士から鑑定評価額を入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる。

< 省 略 >

その他の固定資産については、コスト・アプローチやマーケット・アプローチ、インカム・アプローチによる見積方法が考えられるが、資産の特性等によりこれらのアプローチを併用又は選択して算定する。自社における合理的な見積りが困難な場合には、製造業者や販売業者、物件売買仲介会社など適切と考えられる第三者から、前述した方法に基づき算定された価格を入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる。

< 省 略 >

- (3) 処分費用見込額は、企業が、類似の資産に関する過去の実績や処分を行う業者からの情報などを参考に、現在価値として見積る（第 112 項参照）。

## 6. 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」からの抜粋

### 会計基準

#### 用語の定義

14. 「時価」とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額をいう。

### 結論の背景

#### 取得の会計処理

#### 取得原価の配分方法

#### 識別可能資産及び負債の時価の算定方法

102. 識別可能資産及び負債の時価について、平成 20 年改正会計基準では、平成 15 年会計基準と同様に、企業結合日時点での時価を基礎にして算定することとした（第 28 項参照）。時価は、強制売買取引や清算取引ではなく、いわゆる独立第三者間取引に基づく公正な評価額であり、通常、それは観察可能な市場価格に基づく価額であるが、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額が時価となる。したがって、対象資産及び負債に関して観察可能な市場価格がある場合には、その市場価格が通常最も客観的な評価額であり、企業結合日時点の時価となると考えられる。そのような典型例としては、市場性のある有価証券が考えられる。
103. 他方、対象資産及び負債に関して観察可能な市場価格がない場合の方が現実には圧倒的に多く、そのような場合にも、その時価を何らかの方法により見積る必要があるが、これは取得とされた企業結合の場合に特有なものではなく、通常の交換取引において受け入れた場合と同様である。このような観察可能な市場価格がない資産及び負債の時価を見積る際には、独立第三者間取引に基づく公正な評価額を算定する目的との整合性を

確保するため、原則として、市場参加者が利用するであろう情報や前提などが入手可能である限り、それらに基礎を置くこととし、そのような情報等が入手できない場合には、見積りを行う企業が利用可能な独自の情報や前提などに基礎を置き、その合理的な基礎に基づき見積られた価額は合理的に算定された時価であると考えることとした。その典型例としては、大規模工場用地や近郊が開発されていない郊外地に代表される固定資産が考えられる。また、時価が一義的には定まりにくい土地をはじめとした固定資産等が識別可能資産に含まれている場合において、負ののれんが多額に生じることが見込まれるときには、その金額を当該固定資産等に合理的に配分した評価額も、ここでいう合理的に算定された時価であると考えることとした。

## 7. 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」からの抜粋

### ・取得の会計処理

#### 6. 取得原価の配分方法

##### (3) 識別可能資産及び負債への取得原価の配分額の算定

53. 識別可能資産及び負債への取得原価の配分額は、企業結合日における次の時価を基礎として、算定するとされている（企業結合会計基準第102項及び第103項）（第362項参照）。

(1) 観察可能な市場価格に基づく価額

(2) (1)がない場合には、合理的に算定された価額

合理的に算定された価額による場合には、市場参加者が利用するであろう情報や前提等が入手可能である限り、それらに基礎を置くこととし、そのような情報等が入手できない場合には、見積りを行う企業が利用可能な独自の情報や前提等に基礎を置くものとされている。

合理的に算定された価額は、一般に、コスト・アプローチ、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチなどに見積方法が考えられ、資産の特性等により、これらのアプローチを併用又は選択して算定することとなる（企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損会計適用指針」という。）第28項(2)）。

なお、金融商品、退職給付引当金など個々の識別可能資産及び負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において示されている時価等の算定方法が利用されることとなる。

## 8. 企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」からの抜粋

### 用語の定義

4. 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「時価」とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格に基づく価額をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。

## 9. 企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」からの抜粋

### 適用指針

#### 賃貸等不動産に関する注記事項

#### 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法

11. 賃貸等不動産の当期末における時価とは、通常、観察可能な市場価格に基づく価額をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう（会計基準第 4 項（1））。賃貸等不動産に関する合理的に算定された価額は、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）による方法又は類似の方法に基づいて算定する。

### 結論の背景

#### 賃貸等不動産に関する注記事項

#### 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法

29. 「不動産鑑定評価基準」においては、評価目的に応じて、正常価格、特定価格、限定価格、特殊価格が列挙されているが、不動産の鑑定評価によって求める価格のうち、賃貸等不動産の時価の注記を行うにあたって時価に対応するものは正常価格（市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格）であると考えられる。

< 省 略 >

31. 収益物件の場合には、前項のような DCF 法を重視した算定方法であれば、結果として正常価格と概ね一致するとの見方もあり、また、実際の収益物件の価格形成が収益還元法に基づいている場合が多いという状況も踏まえ、賃貸されている不動産の時価を開示するにあたっては、そのような DCF 法を重視した算定方法も用いることができると考えられる。

## 10. 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」からの抜粋

### 退職給付債務及び年金資産等の計算手法

#### 年金資産

(年金資産の評価)

9. 年金資産の額は期末における公正な評価額により計算する。公正な評価額とは、資産取引に関し十分な知識と情報を有する売り手と買い手が自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額をいう。なお、厚生年金基金制度における数理的評価額は、本報告における公正な評価額には該当しない。

## 11. 企業会計基準適用指針 第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」からの抜粋

### ストック・オプションに関する会計処理

#### 権利確定日以前の会計処理

#### ストック・オプションの公正な評価単価の算定方法

(ストック・オプションの公正な評価単価の算定技法が満たすべき要件)

5. スtock・オプションの公正な評価単価の算定に用いる算定技法は、次の要件を満たさなければならない。
  - (1) 確立された理論を基礎としており、実務で広く適用されていること
  - (2) 権利確定の見込数(すなわち、ストック・オプションの付与数から失効の見込数を控除した数)に関するものを除き、算定の対象となるストック・オプションの主要な特性をすべて反映していること(会計基準第6項(2))

ストック・オプションの特性は、次のように整理することができる。

株式オプションに共通する特性

ストック・オプションに共通する特性

算定対象である個々のストック・オプションに固有の特性

このうち、に属する特性の多くは、ストック・オプションの失効の見込数に関するものである。

(株式オプションに共通する特性の算定技法への反映)

6. 株式オプションに共通する特性を、ストック・オプションの公正な評価単価の算定に用いる算定技法に反映するためには、使用する算定技法において少なくとも次の基礎数値が考慮されている必要がある。

- (1) オプションの行使価格
- (2) オプションの満期までの期間
- (3) 算定時点における株価（算定時点は付与日又は条件変更日）
- (4) 株価変動性
- (5) (2)の期間における配当額
- (6) 無リスクの利子率（割引率）

なお、株価変動性及び配当額については、将来の予想値に関する最善の見積値である点に留意する必要がある。

（ストック・オプションに共通する特性の算定技法への反映）

7. スtock・オプションに共通する、譲渡が禁止（又は制限）されているという特性は、次の方法により、公正な評価単価の算定に用いる算定技法に反映する。

- (1) 連続時間型モデルによる算定技法を用いる場合には、第6項(2)のオプションの満期までの期間に代えて、算定時点から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間（以下「予想残存期間」という。）を用いる。
- (2) 離散時間型モデルによる算定技法を用いる場合には、算定時点から第6項(2)のオプションの満期までの期間全体の株価変動を想定した上で、株価が一定率以上に上昇した時点で権利行使が行われるなど、従業員等の権利行使等に関する行動傾向を想定する。

（算定技法の変更）

8. 算定技法の変更が認められるのは、原則として次の場合に限られる。

- (1) 従来付与したストック・オプションと異なる特性を有するストック・オプションを付与し、その特性を反映するために必要な場合
- (2) 新たにより優れた算定技法が開発され、これを用いることで、より信頼性の高い算定が可能となる場合

（基礎数値の見積り）

9. 算定技法で用いる基礎数値の見積りにあたっては、原則として、当該企業に係る客観的な過去の情報を基礎としつつ、個別のケースに応じて合理的な調整を行う。

（株価変動性）

10. 第7項(1)又は(2)の期間における株価変動性（ボラティリティとも呼ばれる。）を見積る際には、過去の株価実績に基づく予測（ヒストリカル・ボラティリティとも呼ばれる。）を基礎としつつ、次のような要因を考慮する。

- (1) 株価情報を収集する期間（以下「株価情報収集期間」という。）  
第7項(1)又は(2)の期間に対応する直近期間の株価情報を用いる。

(2) 価格観察の頻度

一定の観察頻度で、一定の観察時点に定期的に価格を観察することとし、これをみだりに変更してはならない。観察頻度は、信頼性のある測定を行うために十分な情報量を確保できる限り、日次、週次又は月次のいずれを用いてもよい。

(3) 異常情報

収集した株価情報の中に、明らかな異常情報が含まれていると認められる場合には、(1)の株価情報収集期間に代え、次のいずれかの株価情報収集期間を用い、当該異常情報を除外して見積りを行う。

第7項(1)又は(2)の期間に対応する過去の連続した期間で、異常情報を含まない直近の期間

異常情報の含まれる期間を除いた期間が、全体として第7項(1)又は(2)の期間に対応する過去の直近期間

(4) 企業を巡る状況の不連続的变化

(1)の株価情報収集期間内に、当該企業の業態が全く変わってしまうなど、企業を巡る状況に連続性を絶たれるような大きな変化が生じた場合(そのような変化の予定が公表された場合を含む。)には、当該株価情報収集期間内の株価情報であっても、そのような企業を巡る不連続的な変化が生じる前の情報が、将来の株価変動性を見積る基礎とはならない場合があることに留意する必要がある。

この場合には、利用可能な期間の株価情報に基づいて株価変動性を見積り、特に利用可能な期間が第7項(1)又は(2)の期間に比べて著しく短い場合には、第12項(2)の方法により不足する情報量を補うこともできる。

11. 株価変動性の算定にあたり、当該企業の株式オプション(株式オプションが組み込まれた金融商品を含む。)が市場で取引されている場合には、その市場価格から逆算される株価変動性(インプライド・ボラティリティとも呼ばれる。)の算定値に十分な信頼性があると認められるときに限り、これを利用することができる。算定値に十分な信頼性があると認められるためには、次の要件を満たす必要がある。

(1) 当該株式オプションの市場価格が、活発に取引されている市場において形成されたものであること

(2) 算定対象であるストック・オプションの公正な評価単価の算定日に十分に近い時点で測定された株式オプションの市場価格に基づいて計算されたものであること

(3) 算定対象であるストック・オプションと、株価変動性の計算に使用する株式オプションが、次のような点で類似していること

権利行使価格

算定対象であるストック・オプションの第7項(1)又は(2)の期間と、株価変動性の計算に使用する株式オプションの満期までの期間



(公開後の日が浅い企業における株価変動性の算定上の留意点)

12. 公開後の日が浅い企業における株価変動性の見積りに関しては、次の点に留意する必要がある。

(1) 少なくとも2年分の株価情報収集期間を確保でき、その期間内に、十分な量の株価情報を収集することができれば、それらの実績情報に基づき、適切に株価変動性を見積ることができるものと推定する。

(2) (1)に該当しない場合には、当該株価情報収集期間内に収集された株価情報を基礎としつつも、次の方法で、不足する情報量を補うことができる。

当該企業の類似の株式オプションの市場価格から株価変動性を逆算することができる場合には、その情報

以外の場合には、当該企業と類似する企業に関する株価変動性を見積り

なお、 の情報を用いて不足する情報量を補う場合には、業種、企業の発展段階や規模、各種の財務指標等を考慮して、当該企業と最も類似性の高い企業を選定する。選定された企業は、その後みだりに変更してはならない。

(ストック・オプションの予想残存期間)

13. スtock・オプションの予想残存期間の見積りに際しては、次の要因を考慮する。

(1) 権利確定までの期間

(2) スtock・オプションの権利行使に関する従業員等の行動傾向(過去の実績から観察される権利行使の状況や時期、権利確定後の退職や満期時の権利失効等に関する傾向)

従業員の年齢、勤続年数、職位等によって、これらの傾向に大きな差異が認められる場合には、これらのグループごとにこの要因を考慮する。

(3) 株価変動性

14. 前項に基づき、ストック・オプションの予想残存期間を合理的に見積ることができない場合には、ストック・オプションの予想残存期間は、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定する。

(無リスクの利子率)

15. 無リスクの利子率には、第7項(1)又は(2)の期間に対応する期間の国債、政府機関債又は優良社債の利回りをを用いる。

(予想残存期間等における配当額)

16. 第7項(1)又は(2)の期間に予想される配当額の見積りは、原則として、過去の実績に基づいて行う。

以上